

セイクレスト事件の意義と課題

～監査役任務懈怠責任追及訴訟を中心に～

平成29年7月5日

監 査 懇 話 会

（第58回独立委員会セミナー）

株式会社セイクレスト破産管財人

弁 護 士 塩 野 隆 史

1. はじめに

1－1 自己紹介にかえて

1－2 セイクレスト事件・現在の状況

1－3 監査役責任追及訴訟の概要

2. セイクレスト事件とは

2－1 ジャスダックに上場していた株式会社セイクレストにかかる
破産手続開始申立事件（大阪地裁平成23年（フ）第2917号）

2－2 監査役責任査定申立事件

Y（管財人が）、X（Sの元監査役）に対して、任務懈怠による損害賠償請求権の額を金8,000万円と査定することを申し立て、破産裁判所が、Xの責任につき責任限定契約（会社427条）を適用して金648万円（報酬の2年分）と査定した（破産178条）。

2－3－1 Xが、Y（破産管財人）に対し、原決定の取消を求めた事件（第1事件）。

2－3－2 Yが、Xには重過失があるから、Xに対し、原決定の変更を求めた事件（第2事件）。

2－3－3 Xが、破産法 177 条 1 項に基づく「仮差押命令の申立て」およびXの提起した第 2 事件が不法行為に該当するとし、Yに対し、金 977 万円の支払いを求めた事件（第3事件）。

3. 監査役訴訟の経過

平成 23 年 10 月 12 日	役員責任の査定・申立て（仮差押え申立て）
平成 23 年 10 月 18 日	大阪地裁・仮差押決定
平成 24 年 5 月 28 日	大阪地裁・査定決定（648 万円）
平成 24 年 6 月 22 日	第 1 事件提訴
平成 24 年 10 月 24 日	第 2 事件提訴
平成 25 年 4 月 2 日	第 3 事件提訴
平成 25 年 12 月 26 日	大阪地裁一審判決（判時 2220 号 109 頁）
平成 27 年 5 月 21 日	大阪高裁控訴審判決（判時 2279 号 96 頁）
平成 29 年 1 月 24 日	最高裁上告受理申立て棄却決定

4－1 時系列①

平成 3 年 3 月

S 設立（分譲マンションの企画販売を目的）

平成 13 年 3 月

X（公認会計士）、S の非常勤（後に独立）

監査役に就任（＝報酬年額金 324 万円）

平成 14 年 12 月

S－J A S D A Q 上場

平成 16 年 6 月 29 日

X－S 間において責任限定契約（会社 427 条）

締結、同登記

平成 21 年 3 月頃

S－大幅赤字金 7.5 億円債務超過

同年 8 月 17 日

S→Z に対し金 3,000 万円の貸付①

同年 8 月 31 日

S→Z に対して金 2,000 万円の出金②

4－2．時系列②

平成 22 年 2 月 18 日	和歌山県内の山林（資産価値は金 5 億円未満）を金 20 億円と評価して、「現物出資」（第三者割当増資）を決定（臨時取締役会）
同年 3 月 8 日	臨時株主総会にて本件現物出資承認可決（X 反対意見述べず）
同年 6 月	定時株主総会にて X は取締役の業務及び内部統制システムを適正と「監査」
同年 8 月頃～	<u>S の資金調達を K に依頼。多額、多数の S の約束手形を振出③</u>
同年 9 月 15 日	臨時取締役会にて株主割当増資を決定
同年 12 月 29 日	<u>S の代表取締役 A が上記株主割当増資金のうちから「本件金 8,000 万円」を出金し、K に交付④</u>

5. 各判決の判断

5－1 第1審判決（大阪地裁平成25年12月26日判時2220号109頁）

5－2 控訴審判決（大阪高裁平成27年5月21日判決判時2279号96頁）

6. 検討と総括

6－1 反対論の検討

6－1－1 「酷である」との反対論（「それなりのことをしていた」論）

→ 「酷」とは感想であり、論理的な反論とは言えない。

6－1－2 「監査役規程の法規範性」に対する反対論

→ 一定の範囲で規範性があるのは当然。ただし、必ずしも規範性を認めずとも、同様の結論は導き得た。

6－1－3 「因果関係あり」という認定に対する反対論

→ 少なくとも、これまでの公開された論文の論拠は、義務論との混在がみられる。

6－1－4 「予見可能性の対象」をめぐる反対論

→ 一連の流れをとられる必要がある。8000 万円の流出のみを切り出すと「木を見て森を見ず」。

6－1－5 「より重い責任を認めるべき」との反対論

→ 私見も「軽過失」でよい。但し、「軽微とは言えない」との高裁の判断や遠藤弁護士の論文での指摘には留意。

6－2 これからの監査業務に生かせること

6－3 むすびに代えて

本件は、上場会社の「特殊な場面」の「特殊な業務執行」がなされていた場合の事例判決（非上場ではありがち）。安易な一般化は危険だが、判決の結論自体は賛同する方向で議論は収束しつつある。

「衝撃のセイクレスト事件」などとも評されることもあるが、本件監査役が適切に職務を行ってこなかったことは明らか。本件判決により社外監査役の候補者が減少するようなことは想定しづらいが、仮に本件をみて監査役の責任が重すぎるというなら「監査役の覚悟」が足りないというべきだろう（賠償責任保険によるリスク分散も可能）。

むしろ、監査役の地位と発言力を積極的にとらえて、判決を前向きに評価するぐらいの「心意気」が求められるのではないか。